

地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度東庄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 180,240 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 631,898 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一 般 財 源	
		国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
① 社会福祉 (障がい者、障害児等)	793,157	550,430	22,028	220,699	62,951
② 社会保険 (国保、介護保険等)	392,058	61,919	1,124	329,015	93,847
③ 保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	111,372	12,335	16,853	82,184	23,442
歳出合計	1,296,587	624,684	40,005	631,898	180,240

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分